

西部小学校 いじめの防止基本方針

平成30年4月1日改訂

1. いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策に関する理念

いじめは、すべての児童生徒の問題です。

いじめを受けたことがある児童生徒が、いじめをする側に回ることもあります。

まず、すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されないこと」という認識をもつ必要があります。さらに、いじめを受けた場合、心や体に深刻な影響があることを理解しておくことも重要です。そのうえで、すべての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを知っていながら放置せず、まわりみんなの力でとめていくことが必要です。この方針では、学校内外を問わずいじめが行われなくなり、児童生徒が安心して過ごせるようにすることを目指します。

また、いじめが発生した場合、学校や家庭、関係機関と関係者が連携し、まずいじめを受けた児童生徒の保護の重要性を認識し、その手立てを用意し、いじめの早期の解決を目指していくこととします。

(2) いじめの定義

法及び道条例では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

この中での「一定の人的関係」については、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指すものとします。この定義の解釈上重要なこととして、次のことが挙げられます。

- ① いじめかどうかの判断にあたっては、いじめられた児童生徒の立場に立ち、その気持ち重視すること。
- ② 本人が否定することも踏まえて、その言葉だけを表面的、形式的に判断するのではなく、その児童生徒の態度や周辺の状況を踏まえて判断すること。
- ③ インターネットなどで本人が気づかない誹謗中傷など、本人が苦痛を感じていない場合にあっても、その行為をいじめと同様に対処すること。
- ④ 好意から行った行為が、相手児童生徒に結果として苦痛を感じさせてしまった場合は、悪意がなかったことを踏まえて対応すること。

- ⑤ けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

(3) いじめ解消の定義

- ① いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んで少なくとも3か月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(4) いじめの内容

いじめの内容には、次のようなものがあります。

- ① 無視… 話しかけない、返事をしないなど
- ② 仲間はずれ… 集団に入れない、そばに近寄らせない、一緒に行動させないなど
- ③ 嫌がらせ… 冷やかす、からかう、嫌がる言葉を浴びせる、悪口を言ったり、悪い噂をながしたりするなど
- ④ 脅しや強要… 脅し文句を言う、使い走りをさせる、恥ずかしいことや嫌なことをさせる、犯罪行為をさせるなど
- ⑤ 身体への攻撃… 殴る、叩く、蹴る、水をかけるなど
- ⑥ 金品に損害… 金品をたかる、盗む、壊す、隠す、捨てるなど

2. いじめの未然防止及び早期発見

(1) 指導方針の明確化

- ① いじめについての基本的な姿勢である「人間として絶対に許されないこと」を4月の道徳の時間等で指導する。

(2) 日々の観察から

- ① 始業前や休み時間などの様子から、子ども達同士の人間関係を観察し、いじめ防止に努める。
- ② 体育や音楽などの学年合同での授業や清掃・委員会・クラブ活動など担任以外の教師が関わる場面を通じて、全職員で児童の様子を観察し、情報を交流するようにすることで、いじめ防止に努める。

(3) 早期発見・未然防止

- ① 職員会議の児童交流の時間に、気になる児童の様子を交流する。
- ② 年2回（5月・9月）の「いじめアンケート」で子ども達の人間関係を把握し、いじめ防止に努める。

(4) いじめを許さない学級作り・学校作り

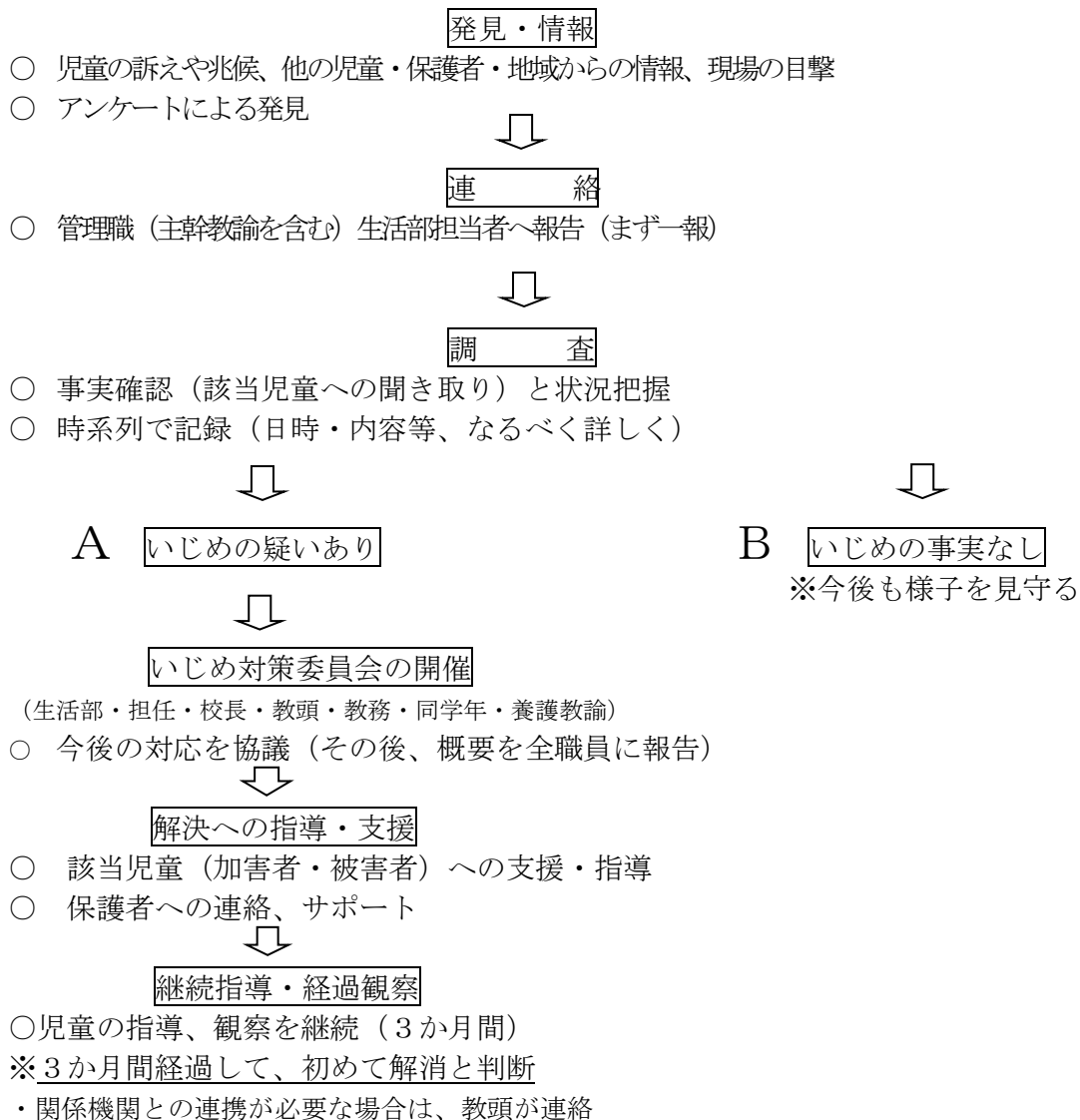
- ① 道徳や学級活動において、いじめに対する指導や生命を大切にすることを指導をすすめる。
- ② 児童会を中心とした「いじめ防止」の活動を推進する。
* 「いじめに関する標語作り」など

(5) 教育相談の充実

- ① 心の教室相談員やスクールカウンセラーとの連携強化を図る。
- ② 保健室の利用状況を職員会議で報告する機会を設けることで、児童の情報を全職員で共有する。

3. いじめに対する対応(迅速かつ組織的に)

(1) 生活部を中心とした組織的対応



4. 再発防止の手立て

(1) いじめられた児童への対応

- ① いじめを継続させないように、全教職員で見守る体制を確立する。
- ② 担任だけでなく、養護教諭、スクールカウンセラーなどの様々な職員と連携して、児童の心のケアをすすめる。
- ③ 席替えなどの児童の立場に立った指導の工夫

(2) いじめた児童への対応

- ① いじめは絶対にゆるされないことであることを改めて指導する。
- ② 自己の行為を考えさせ、相手の痛みを理解させるように指導する。

(3) 学級・学年全体への指導

- ① はやしたてたり、傍観したりすることは、いじめ同様許されないことを理解させる。
- ② いじめを大人に報告することは正しい行為であることを理解させる。
- ③ ロールプレイング等で、もし自分が被害者だったらどのような気持ちになるか体験させる。